

京都市告示第233号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、令和3年4月14日付けで認可した長通自治会及び平成14年3月14日付けで認可した西ノ茶屋町内会について変更の届出があったため、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和3年7月15日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 長通自治会

	変更前	変更後
代表者の氏名	小野 功	秋元 徹
代表者の住所	京都市山科区厨子奥長通11 -60	京都市山科区厨子奥長通11 -42

2 西ノ茶屋町内会

	変更前	変更後
代表者の氏名	長谷川 善春	小柴 美仁
代表者の住所	京都市南区吉祥院西浦町2番 地	京都市南区吉祥院西ノ茶屋町 7番地

(文化市民局地域自治推進室)